



労働保険に関する電子申請の 事前準備ガイド BOOK

Contents

電子申請を使ってカンタン・便利に！	2
事前準備の流れを確認しましょう！	4
さあ、事前準備をはじめましょう！	6
実際に申請してみましょう！	18



厚生労働省

電子申請を使ってカンタン・便利に！

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続できます。

自宅やオフィスなどから、「e-Gov」サイトにアクセスし、24 時間いつでも申請や届出ができます。



★いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。

窓口の開設時間にとらわれず、24 時間 365 日、いつでも手続が可能です。

★カンタン・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力の変更と修正だけで済みます。

入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

★ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙を入手する必要がなくなり、申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できます。また、書類申請のために必要だった移動費・手数料・人件費などのコストが削減できます。

マイナンバーカードを使うと、申請の事前準備にかかる手数料が安くなり、お得です。

電子申請は、以下の流れでご利用いただけます！

事前準備

電子申請を安全に行うため、パソコンの環境設定や、電子署名(*)に必要な電子証明書を取得します。

4ページから
スタート！

「e-Gov」から電子申請

e-Gov ウェブサイトから電子申請を行います。

画面に入力しながら申請書を作成し、電子署名を付けて、インターネット経由で提出します。



詳しくは、「e-Gov 電子申請利用マニュアルの紹介」ページを参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

18ページでご紹介



「e-Gov」って？

政府の行政情報ポータルとして、さまざまな情報を発信しているサイトです。電子申請の窓口でもあり、このサイトの「電子申請システム」から、24時間 365日、いつでも・どこでも電子申請が行えます。



出典：e-Gov ウェブサイト(<https://www.e-gov.go.jp/>)

* 電子署名とは
電子申請が正しく本人から行われ、また改ざんされていないことを証明する仕組みです。

事前準備の流れを確認しましょう！

電子申請を行う前に、以下のステップで、パソコンの環境や準備するものをチェックしましょう。

チェック
1



電子証明書の確認

6 ページ

マイナンバーカードなどの電子証明書はお持ちですか？

電子申請では、電子証明書を使って、本人確認やデータの改ざんを防止します。

チェック
2



アカウントの準備

10 ページ

e-Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

チェック
3



ブラウザの設定確認

11 ページ

①ブラウザのポップアップブロック設定を解除していますか？

解除していない場合、お使いのブラウザの設定によって、電子申請の途中で不具合が発生することがあります。

チェック
4



e-Gov 電子申請アプリケーションの確認

17 ページ

電子申請のアプリケーションはインストールされていますか？

専用の電子申請アプリケーション（無料）をインストールしましょう。

事前準備が完了したら、

マイページから電子申請してみましょう！

e-Gov トップページ画面から電子申請システムトップページへアクセスし、利用準備の画面を表示してみましょう。



事前準備で確認する項目が掲載されていますので、順番にクリアしていけば、事前準備が完了！

- 1 アカウントの準備**

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。
e-Govアカウントの登録をするか、G.bizID、または他認証サービスのアカウントが利用できます。

e-Govで使えるアカウントサービス

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前に e-Govアカウント利用規約 をご確認ください。	e-Govアカウントを登録 し、ログインしてください。
G.bizID	G.bizIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。 G.bizIDから属性情報取得し、電子申請の基本情報として利用できます。	認証サービスごとに設定しているログインボタンからログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	
- 2 ブラウザの設定**

ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

ポップアップブロックの解除

ブラウザのポップアップブロックを解除します。
ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

[設定手順を確認](#)

信頼済みサイトへの登録(Internet Explorer 11の場合のみ)

本サイトを「信頼済みサイト」に登録します。
未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。

[設定手順を確認](#)
- 3 アプリケーションのインストール**

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

出典：e-Gov ウェブサイト(<https://www.e-gov.go.jp/>)

さあ、事前準備をはじめましょう！

「電子申請システム」の利用準備の画面にしたがって、準備を進めましょう。

チェック 1 電子証明書の確認

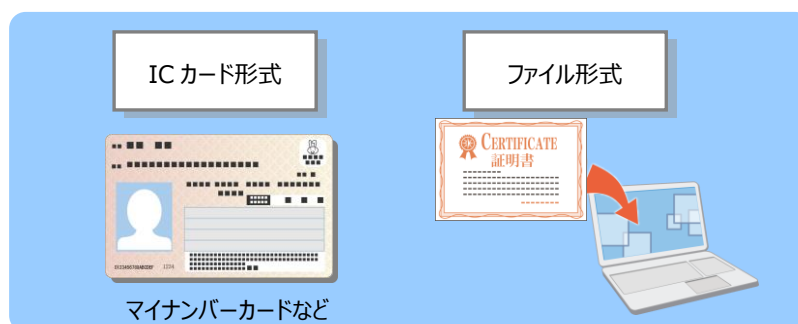
電子証明書を取得済の方及び G ビズ ID を使用する場合はチェック 2 へ進んでください。

電子証明書を取得していない方は、取得の手続きを進めましょう。

電子証明書とは？

電子証明書は、書面での手続における「印鑑証明書」に相当するものです。

電子申請における、本人確認手段やデータ改ざん防止のために利用する電子的な身分証明書となります。電子証明書は、公的個人認証制度等における IC カード（マイナンバーカードなど）に搭載されたり、ファイル形式で提供されます。

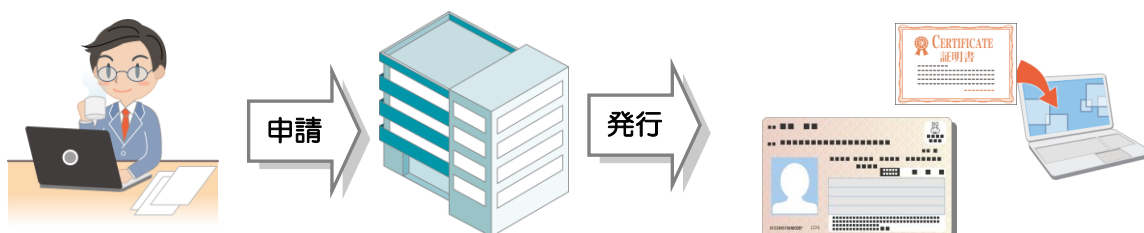


電子証明書を取得するには？

電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。官公庁のほか、民間の認証局もあります。

認証局によっては、証明する対象（個人・法人）が限られていたり、対応可能手順が異なる場合もあります。詳しくは、e-Gov ウェブサイトの「電子証明書のご案内」を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/>

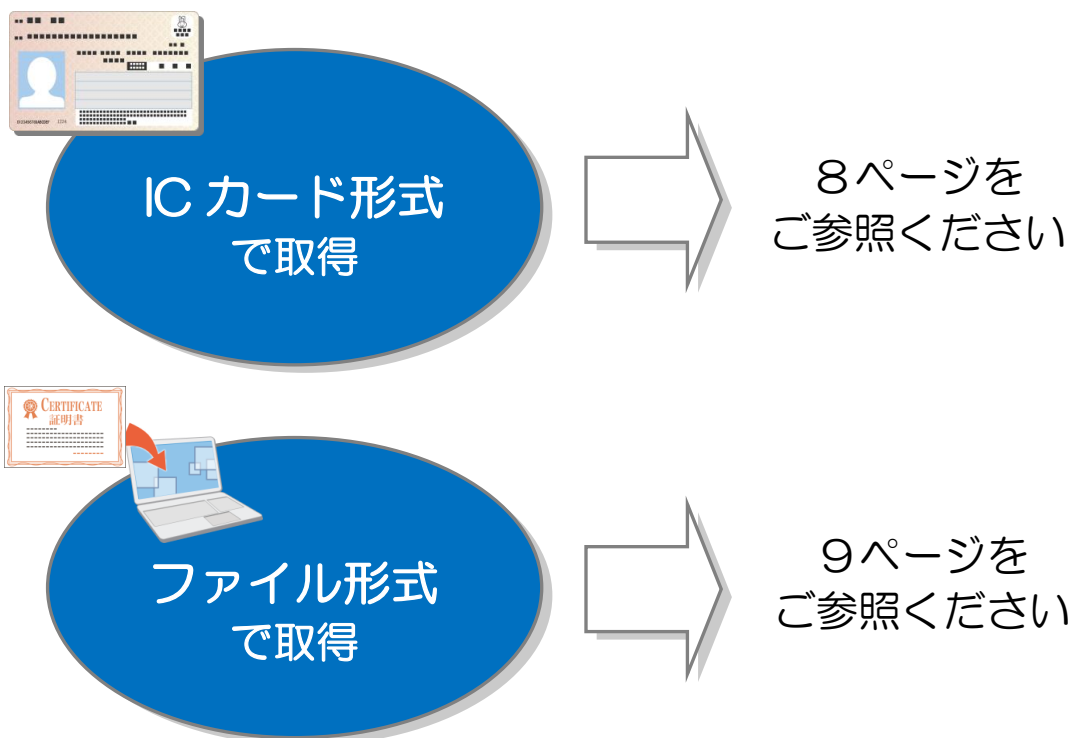


電子証明書を取得しましょう！

電子証明書は、「IC カード形式」と「ファイル形式」の2種類あります。

以降で、それぞれの形式について、電子証明書取得の流れをご紹介します。

「IC カード形式」については「マイナンバーカード」を活用する例、「ファイル形式」については「商業登記に基づく電子認証」を活用する例でご説明します。



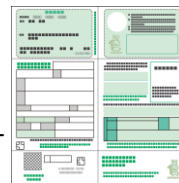
IC カード形式 で取得する場合 ～公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用～



1 マイナンバーカードを申請しましょう。

交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼付して郵送します。

デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンで交付申請用の WEB サイトにアクセスし、インターネット経由で申請することもできます。



詳細はマイナンバーカード総合サイトを参照してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



電子申請には、マイナンバーカードに内蔵された「署名用の電子証明書」が必要です。交付申請書で「署名用電子証明書」を「不要」とする欄は**空欄のまま**送付してください。



2 マイナンバーカードを受領しましょう。

交付通知書（はがき）が届いたら、交付窓口で暗証番号などを設定し、マイナンバーカードを受け取ります。



- ・受取時には、交付通知書（はがき）、「通知カード」、免許証やパスポートなど身分証明となるものが必要です。
- ・発行手数料は不要です。



3 ICカードリーダーライタを準備しましょう。

IC カードリーダーライタを用意します。

IC カードリーダーライタは、IC カードの情報を読み取る装置です。家電量販店やインターネット販売で購入できます。



詳細は、公的個人認証サービスポータルサイトの「IC カードリーダーライタのご用意」ページを参照してください。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

マイナンバーカードを使うと、電子証明書取得の手数料がかかりません！

平成 28 年から交付されている「マイナンバーカード」には、電子証明書が標準で搭載されますので、無料で電子証明書を取得できます。

※「IC カード形式」の電子証明書は、民間の認証局から取得することもできます。

詳しくは、e-Gov ウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/certification-authority.html>

ファイル形式 で取得する場合 ～商業登記に基づく電子認証を活用～



1 電子証明書を取得するためのソフトウェアをインストールしましょう。

専用ソフトウェア「商業登記電子認証ソフト」を法務省のホームページからダウンロードし、パソコンにインストールします。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00027.html



2 電子証明書発行に必要なファイルを作成しましょう。

「商業登記電子認証ソフト」で、電子証明書の発行申請に必要な「鍵ペアファイル」および「証明書発行申請ファイル」を作成します。



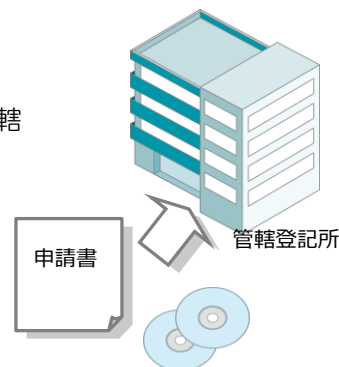
「証明書発行申請ファイル」は、CD、DVD、またはUSBメモリに格納しておきましょう。



3 電子証明書の発行申請をしましょう。

管轄登記所（会社・法人の本店・主たる事務所の所在地を管轄する登記所）に、以下のものを提出します。

- 電子証明書発行申請書
- 証明書発行申請ファイル（手順2で作成したもの）
- 法務局印鑑カード



4 電子証明書をダウンロードしましょう。

手順1で使用したソフトウェアを使って、インターネット経由で電子証明書をダウンロードします。



上記手順の詳細は、法務省のホームページをご参照ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html

「電子証明書取得のご案内」（法務省）（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html）をもとに作成

チェック 2 アカountの準備

次に、e-Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備します。e-Gov アカountの登録をするか、G ビズ ID(※1)、または他認証サービスのアカウントが利用できます。



(※1)労働保険関係手続(一部手続は除く)については、令和3年3月(予定)から G ビズ ID を利用して手続することができるようになります。G ビズ ID の取得方法等の詳細については、以下の URL をご確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

サービス名	概要	利用方法
e-Gov アカount	e-Gov サービス共通で利用できるアカountです(※2)。	e-Gov アカountを登録し、ログインしてください(※3)。
Microsoft アカount	左記のサービスのアカountもログインアカountとして利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
G ビズ ID アカount	1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。G ビズ ID から属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。G ビズ ID アカountからログインする場合には 電子証明書 の用意は不要となります。	

(※2)e-Gov アカount登録の際は、事前に e-Gov アカount利用規約をご確認ください。

(※3)e-Gov アカountの登録は、以下の URL をご参照ください。

https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

出典：e-Gov ウェブサイト(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)



チェック3 ブラウザの設定確認

次に、ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

① ポップアップブロックの解除

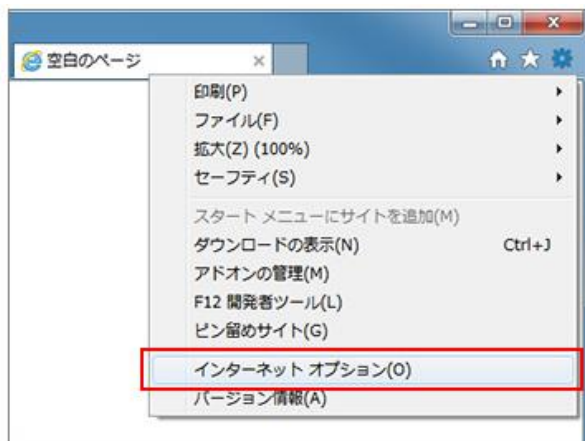


ポップアップブロックとは、ブラウザの表示中に、広告や通知など別のウィンドウが表示されるのを事前に防止する機能です。
電子申請を行うには、機能を無効にしておく必要があります

《Internet Explorer をご使用の方》

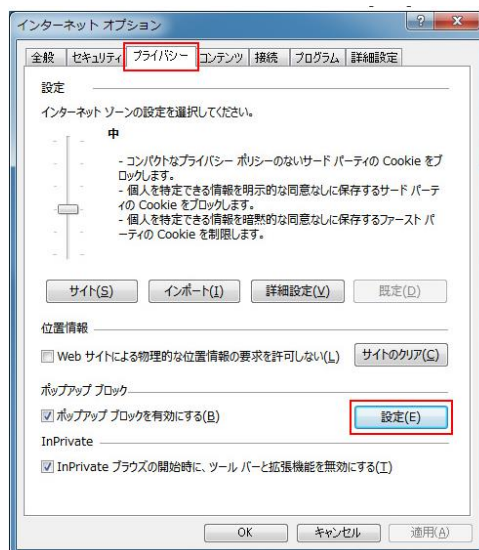
1. Internet Explorer11 を立ち上げて、上部の右にある歯車のアイコンをクリックし、メニューから「インターネット オプション」をクリックします。

⇒「インターネット オプション」画面が表示されます。



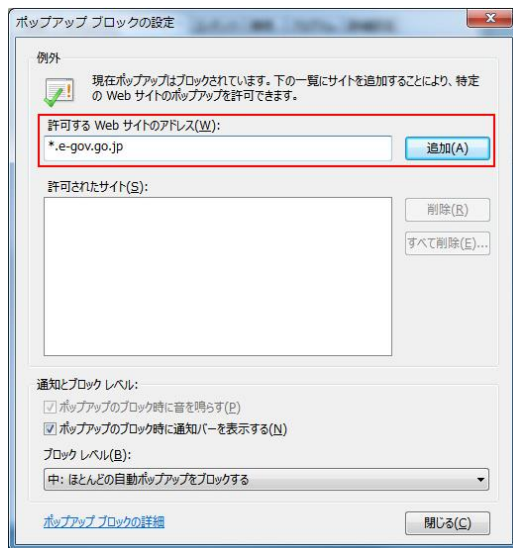
2. インターネットオプション画面で、「プライバシー」タブを開く。

⇒プライバシータブ内の、ポップアップブロックの「設定」ボタンをクリックします。



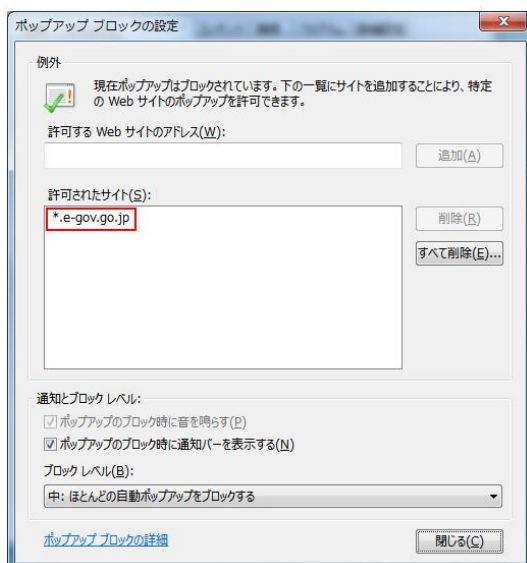
3. 「許可する Web サイトのアドレス」に e-Gov を追加する

⇒ ポップアップブロックの設定画面で、「許可する Web サイトのアドレス」に、「*.e-gov.go.jp」を入力し、[追加] ボタンをクリックします。



4. e-Gov が追加されたことを確認する

⇒ 「許可されたサイト」に「*.e-gov.go.jp」が入ったことを確認し、ポップアップブロックの設定画面、インターネットオプション画面を閉じます。



※ポップアップブロックの解除方法

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html>

② 信頼済みサイトへの登録 (Internet Explorer 11 の場合のみ)



信頼済みサイトとは、表示してもコンピュータやファイルに損害を与えないことがあらかじめ判明していて、セキュリティ強化の必要がないホームページを指します。
電子申請のサイトは安全が保障されていますので、信頼済みサイトに登録してください。

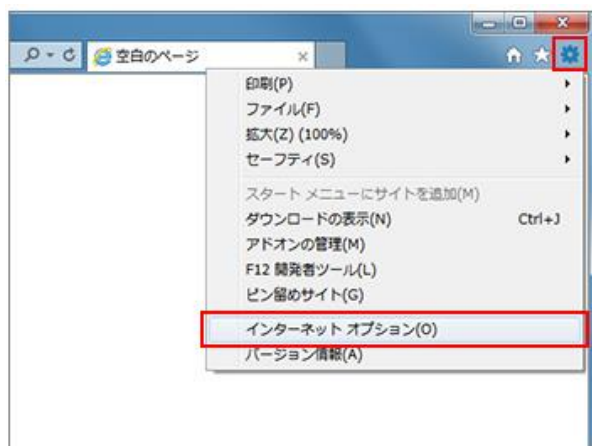
信頼済みサイトへの登録は、以下の手順に従って行います。

信頼済みサイトへの登録を行わないと、e-Gov 電子申請サービスを利用して電子申請を行う際に、警告メッセージ等が表示される場合があります、正常に動作しなくなってしまうです。

1. Internet Explorer11 を表示し、「インターネットオプション」をクリックします。

Internet Explorer11 を立ち上げて、上部の右にある歯車のアイコンをクリックし、メニューから「インターネットオプション」をクリックします。

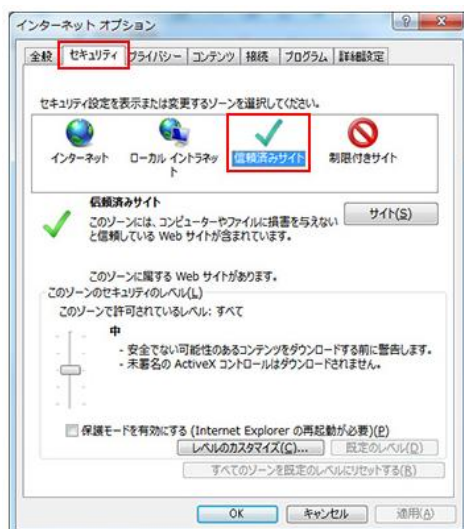
⇒「インターネットオプション」画面が表示されます。



2. セキュリティタブをクリックします。

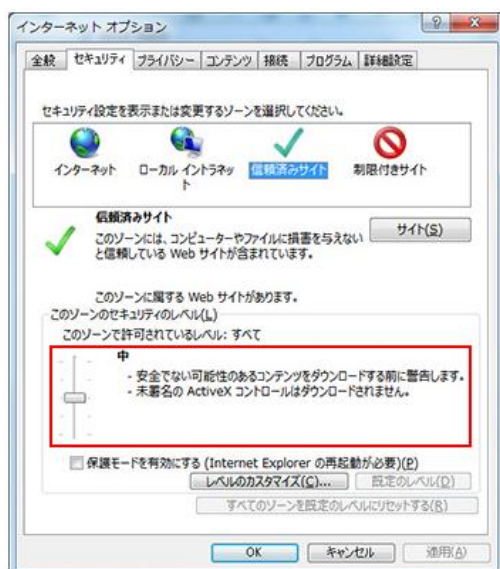
「セキュリティ」をクリック後、「信頼済みサイト」をクリックします。

⇒信頼済みサイトについての画面が表示されます。



3. 信頼済みサイトのセキュリティレベルを確認します。

セキュリティゾーンが初期設定から変更されている場合は、「信頼済みサイト」の「セキュリティレベル」を「中」以上に設定してください。



4. 「信頼済みサイト」画面を開きます。[サイト(S)]ボタンをクリックします。

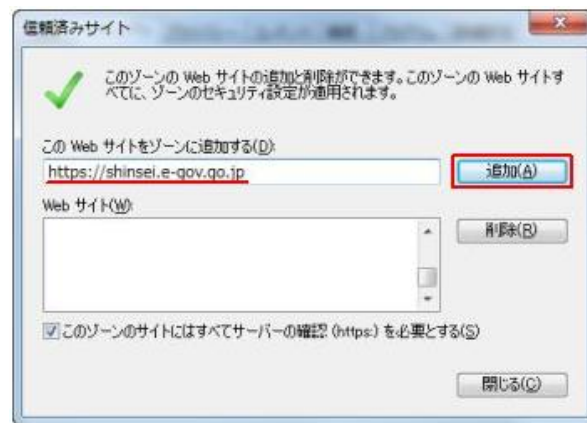
⇒「信頼済みサイト」画面が開きます。



5. 信頼済みサイトの追加を行います。

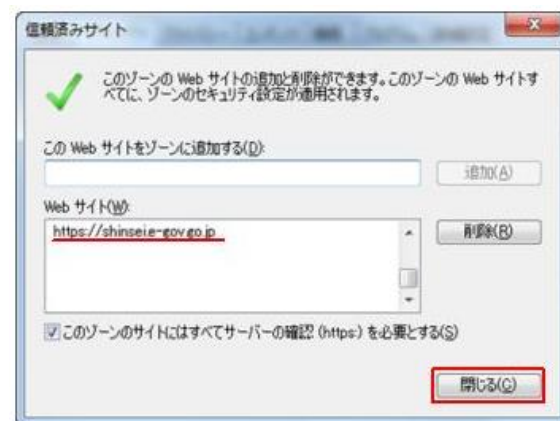
「この Web サイトをゾーンに追加する」の下の入力フォームに以下の URL を入力し、[追加] ボタンをクリックします。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



6. 「信頼済みサイト」画面を閉じます。

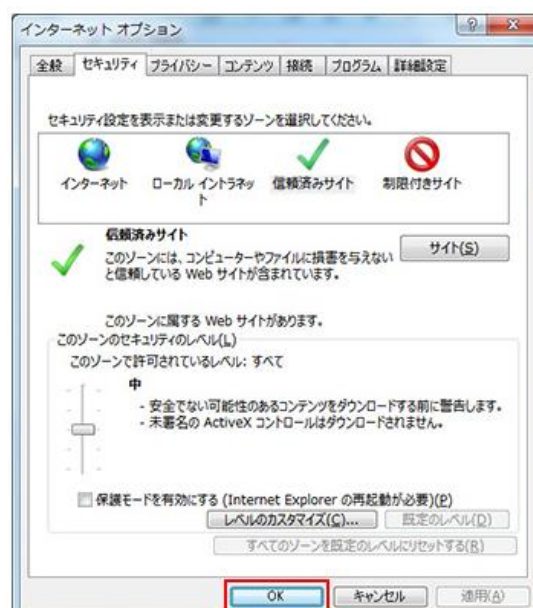
「Web サイト」に登録した URL が表示されていることを確認し、「このゾーンのサイトにはすべてサーバーの確認 (https) を必要とする」にチェックが入っていることを確認し、[閉じる] ボタンをクリックしてください。



7. 信頼済みサイトへの登録を完了します。

「インターネットオプション」画面に戻りますので、[OK]ボタンをクリックします。

⇒以上で信頼済みサイトへの登録が完了します。



8. 信頼済みサイトへ正しく登録できたか確認する方法

信頼済みサイトへ正しく登録できたか以下の手順で確認できます。

「ゾーン」の欄に記載されている文言を確認します。

「信頼済みサイト」と表示されている場合

→ 信頼済みサイトに登録済となります。

「インターネット」と表示されている場合

→ 信頼済みサイトに未登録となります。



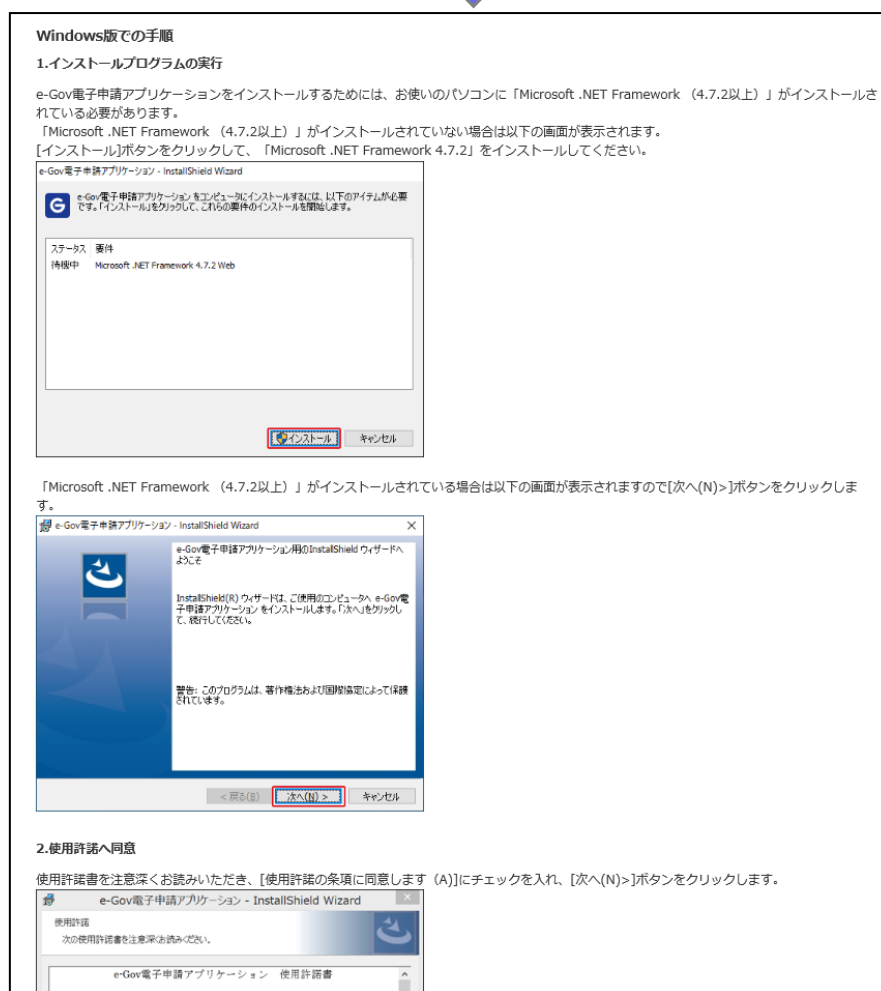
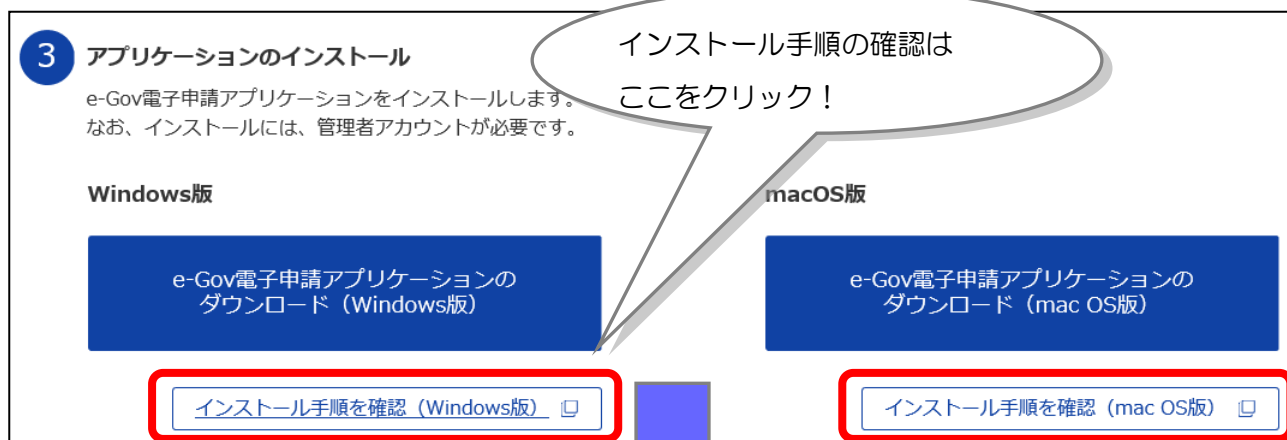
※信頼済みサイトへの登録方法

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/trustsite.html>

出典：e-Gov ウェブサイト (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)

チェック4 e-Gov 電子申請アプリケーションの確認

最後に、無料の e-Gov 電子申請アプリケーションをインストールしてください。



詳しくは、上記の「インストールの手順」画面を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html>

実際に申請してみましょう！

【例：年度更新申告の場合】



The screenshot shows the 'e-GOV 電子申請' (e-GOV Electronic Application) page. The title is 'e-Gov電子申請アプリケーション起動' (e-Gov Electronic Application Application Start). Below the title, there is a paragraph explaining the application process. A red box highlights the button 'e-Gov電子申請アプリケーションを起動' (Start e-Gov Electronic Application Application). Below this, there is a section for users who have not installed the application, with a button 'e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード' (Download e-Gov Electronic Application Application).

1. 「e-Gov 電子申請アプリケーション起動」をクリックしてください。



The screenshot shows the 'e-Govアカウントログイン' (e-Gov Account Login) page. It features a login form with fields for 'メールアドレス' (Email Address) and 'パスワード' (Password). A red box highlights the 'ログイン' (Login) button. Below the login form, there is a link to the 'e-Govアカウント登録ページ' (e-Gov Account Registration Page). At the bottom, there is a section for logging in with other accounts, with a red box highlighting the 'GbizIDでログイン' (Login with GbizID) button.

2. e-Gov アカウントのメールアドレスとパスワードを入力後、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

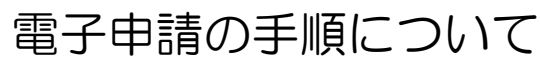


3. 「手続検索」をクリックしてください。

4. 検索のキーワードに「年度更新申告」と入力し、[検索]ボタンをクリックしてください。

5. 検索結果の中から、該当する年度更新申告の手続をクリックしてください。

6. 手続名が表示されますのでご確認ください。



<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>



事前準備ガイド BOOK

電子申請で届出できる項目一覧

労働保険の適用・徴収に関して、電子申請できる申請・届出は以下のとおりです（令和2年12月現在）。なお、GビズIDは、令和3年3月より、対応予定です。

申請・届出の名称	電子証明書	GビズID（予定）
1 労働保険保険関係消滅	○	○
2 労働保険継続事業一括認可申請（新規）	○	○
3 労働保険継続事業一括認可申請（追加）	○	○
4 労働保険継続事業一括認可申請（取消）	○	○
5 労働保険概算保険料の申告（継続）	○	○
6 労働保険増加概算保険料の申告（継続）	○	○
7 労働保険確定保険料の申告（継続）	○	○
8 労働保険確定保険料申告（建設の事業）	○	○
9 労働保険確定保険料申告（立木の伐採の事業）	○	○
10 労働保険確定保険料申告（一人親方等団体）	○	○
11 労働保険確定保険料申告（海外派遣特別加入者）	○	○
12 労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾0～3、6～7）	○	○
13 労働保険概算保険料申告（有期）	○	○
14 労働保険増加概算保険料申告（有期）	○	○
15 労働保険確定保険料申告（有期）	○	○
16 労働保険年度更新申告	○	○
17 労働保険年度更新申告（建設の事業）	○	○
18 労働保険年度更新申告（立木の伐採の事業）	○	○
19 労働保険年度更新申告（一人親方等団体）	○	○
20 労働保険年度更新申告（海外派遣特別加入者）	○	○
21 労働保険年度更新申告（事務組合・末尾0～3、6～7）	○	○
22 労働保険事務処理委託解除	○	○
23 労働保険口座振替納付書送付依頼（新規）	○	○
24 労働保険口座振替納付書送付依頼（変更）	○	○
25 労働保険口座振替納付書送付依頼（解除）	○	○
26 労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾4）	○	○
27 労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾5）	○	○
28 労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾8）	○	○
29 労働保険年度更新申告（事務組合・末尾4）	○	○
30 労働保険年度更新申告（事務組合・末尾5）	○	○
31 労働保険年度更新申告（事務組合・末尾8）	○	○
32 労働保険保険関係成立（継続）	○	—
33 労働保険任意加入	○	—
34 労働保険保険関係成立（継続）（事務処理委託）	○	—
35 労働保険任意加入申請（事務処理委託）	○	—
36 労働保険保険関係成立（有期）	○	—
37 労働保険下請負人を事業主とする認可	○	—
38 労働保険名称、所在地変更	○	—
39 労働保険代理人選任・解任	○	—
40 労働保険指定事業の変更	○	—
41 労働保険被一括事業の名称等変更	○	—
42 労働保険料の還付請求	○	—
43 労働保険事務組合報奨金交付	○	—
44 労働保険保険関係成立（継続）（グループ申請）	○	—
45 労働保険名称、所在地変更（グループ申請）	○	—
46 労働保険代理人選任・解任（グループ申請）	○	—

他社所有商標に関する表示について

Microsoft、Windows、Internet Explorer は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標、商標または商品名称です。
その他、記載されている会社名、製品名などは、各社の登録商標または商標です。

「e-Gov」に関するお問い合わせ先

e-Gov 利用者サポートデスク

【電話番号】

050-3786-2225 (050 ビジネスダイヤル)

■受付時間

〈4月・6月・7月〉

平日 午前9時から午後7時まで 土日祝日 午前9時から午後5時まで

〈5月、8月から3月〉

平日 午前9時から午後5時まで

※土日祝祭日および、年末年始（12月30日～1月3日）は受付を休止いたします。